

○財務省告示第四十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年一月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日
財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百十 二回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び東日 本大震災からの復興のための施 策を実施するために必要な財源 の確保に関する特別措置法（平 成二十三年法律第一百七号）第 六十九条第一項並びに特別会計 に関する法律（平成十九年法律 第二十三号）第四十六条第一項 及び第四十七条 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、「価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募入
三	振替法の適 用等	
四	発行方法	

五

イ 方募
ハ 口 入

別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入	参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 入 札 格 競 決	加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 札 格 競 定	者 特 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の
-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------

申込みの応募額を割り当てる。そのうち応募額を案分により
 各国債市場特別参加者のごとく、応募額を案分により
 各国債市場特別参加者のごとく、応募額を案分により
 各国債市場特別参加者のごとく、応募額を案分により
 各国債市場特別参加者のごとく、応募額を案分により

競争市場への参加者ごとの発行(以下「非
 競争市場特別参加者」の競争入札の決定を
 した後に「行われる入札」であつ
 て、財務大臣が各国債市場特別
 参加者ごとに発行(以下「非
 競争市場特別参加者」の競争入
 札の競争入札の競争入札の競争
 入札の競争入札の競争入札の競争
 入札の競争入札の競争入札の競争

六

イ

発

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 発 競 II
行 争 額 行 争 非

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

国 特 国
債 別 債
参 加 参 加
場 場

ニ

国 特 国
債 別 債
参 加 参 加
場 場

で 三 千 三 百 三 十 四 億 円	た 利 付 三 百 十 四 億 円	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き て 発 行 し た 金 額	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七 条	条 の 規 定 に 基 づ き て 発 行 し た 金 額	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七 条	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七 条	金 額 に 関 する 法 律 第 四 十 七 条	し た 金 額 に 関 する 法 律 第 四 十 七 条	第 十 一 項 の 規 定 に 基 づ き て 発 行 し た 金 額	十 一 項 の 規 定 に 基 づ き て 発 行 し た 金 額	額 に 関 する 法 律 第 四 十 九 条	た 利 付 三 百 十 四 億 円	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き て 発 行 し た 金 額	保 険 に 関 する 特 別 措 置 に 基 づ き て 発 行 し た 金 額	実 施 す る た め に 必 ず な る 財 源 の 確 保	震 災 か ら の 復 興 に 必 ず な る 財 源 の 確 保	三 億 八 千 五 百 十 万 円	つ い て は 一 億 五 千 万 円	定 に 基 づ き て 発 行 し た 金 額	う ち に 基 づ き て 発 行 し た 金 額	額 に 関 する 法 律 第 四 十 七 条
--	---	--	--	--	---	--	--	---	---	--	---	--	---	--	---	--	---	---	--	--	---	--

			十 十			九 八			二			八			七											
			イ 一			振 額 最						口			イ 払											
国	札	非	入	価	発	替	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争
債	発	競	札	格	行	単	額	入	札	価	・	別	債	入	札	価	・	別	債	発	競	札	格	込	行	争
市	行	争	発	競	行	位	面	札	競	第	加	市	発	競	第	加	市	発	競	行	入	競	競	金	入	札
場	、	入	行	争	格		金	発	競	Ⅱ	場	場	競	Ⅰ	場	場	場	場	場	入	行	争	額	札	発	
十	額	募	十	額	平	す	額	の	振	五		五	三		四	千	七	十	八	二					行	争
三	面	価	十	面	成	る	の	記	替	万		万	千		千	九	十	九	十	兆					入	札
銭	金	格	五	金	二	°	整	載	法	円		四	百		百	五	千	万	千	九					入	札
一	厘	額	厘	百	十		数	は	規			千	三		十	二	百	五	百	九					入	札
	円	に	以	円	年		の	記	定			十	一		億	六	十	七	九	億					入	札
	つ	き	の	つ	一		金	録	に			一	億		六	十	七	九	億	六					入	札
	九	十	れ	九	十		に	よ	最			六	千		五	百	七	千	六	千					入	札
	十	九	ぞ	十	六		る	も	低			九	百		十	七	千	二	百	六					入	札
	円	の	れ	円	日		の	の	額			九	百		十	七	千	二	百	六					入	札
	九	応	の	九			と	金	簿			十			万	百	百	百		六					入	札

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加

(一) 年
○ ・ 一 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録の算出に
座についで、前記(一)の金額に
より算出した金額を乗じた金額
額に百分の十を乗じた金額
(一) おいて、当該国債発行時
に、又は外国取得者がある場合
は、前記(一)の金額に、当該
し、又は外国取得者がある場合
は、前記(一)の金額に、当該
の外、当該国債発行時
税の税率を乗じた金額を控

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子

除することができる。平成二十四年七月十五日を支払
 期とし、次の算式により算出した金額を支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年の一月十五日及び七月十五日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。平成二十五年
 平成一十六年一月十五日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十四年一月十六日